

告 知 書

様

宇部市長



あなたが行った次の行為は、宇部市空き缶等のポイ捨て、飼い犬等のふん害及び落書きの防止並びに公共の場所における喫煙のマナーの向上に関する条例（以下「条例」といいます。）の規定（第7条・第8条第1項）に違反するため、条例第16条の規定により過料処分の対象となります。

この処分に先立ち、弁明の機会を付与しますので、弁明したいことがあれば下記により弁明書を提出してください。

記

行為の日時	年 月 日 午前・午後 時 分頃
行為の場所	
行為の内容	<input type="checkbox"/> 空き缶等のポイ捨て（条例第7条違反） <input type="checkbox"/> 空き缶、空きびんその他の飲食物等の収納容器 <input type="checkbox"/> たばこの吸い殻 <input type="checkbox"/> チューインガムのかみかす <input type="checkbox"/> 廃プラスチック類 <input type="checkbox"/> 包装紙 <input type="checkbox"/> 収納袋 <input type="checkbox"/> 紙くず <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 飼い犬等のふんの放置（条例第8条第1項違反）
弁明書の提出先	
弁明書の提出期限	

- 1 弁明書と併せて証拠書類等の提出もできます。
- 2 期限までに弁明書の提出がない場合は、弁明の機会を失います。